

JA足利(金利上乘せ) 定期貯金



年金予約定期貯金

店頭表示金利 + 年 0.05%

お取扱期間

2026年3月2日(月)~2027年2月26日(金)

- 商品名 年金予約定期貯金
 - 貯金の種類 スーパー定期貯金
 - お取扱対象 57歳以降の方で当JAへ年金振込予約をされたお客様が対象です。
(注) 年金手続き後の満期日までとし「年金いきいき定期貯金」との重複はできません。
年金の種類は国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金等の公的年金です。
 - お預入限度額 お1人様500万円まで(1回の最低預入額は10万円以上)
 - お預入期間 1年間(自動継続のお取り扱いはできません)
 - 適用利率 お預入金額の店頭表示金利 + 年0.05%
 - 利子税 お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。
※2037年12月31日までの適用となります。
 - 中途解約 原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約する場合はJA貯金規定の利率を適用します。
- *金利動向により取扱期間中であっても、金利の変更や取り扱いが中止となる場合があります。

JA足利年金友の会会員募集中

JAで年金をお受取りになると、
ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行でのATM入出金手数料が月3回まで無料です!

JA足利では社会保険労務士による「年金無料相談会」を実施しています。

2026年度年金無料相談会の実施予定日(要予約)

第1回: 2026年 4月12日(日) 第2回: 2026年 6月14日(日)
第3回: 2026年 8月 9日(日) 第4回: 2026年10月11日(日)
第5回: 2026年12月13日(日) 第6回: 2027年 2月14日(日)



JA足利 足利市農業協同組合 金融課 TEL41-7153

ホームページ <https://www.jaashikaga.or.jp/>

足利支店 TEL41-2588 山辺支店 TEL71-1626 西支店 TEL62-1011
東支店 TEL41-3678 南支店 TEL71-1601 坂西支店 TEL63-1227
北支店 TEL41-3663

詳しくはお近くの支店窓口までおたずねください。

「年金予約定期貯金」商品概要説明書

1. 商品名 スーパー定期貯金〈単利型〉
2. 取扱期間 2026年3月2日(月)～2027年2月26日(金)
3. 販売対象 57歳以降の方で、当JAに年金振込予約をしていただいたお客様。
※但し、年金手続き後の満期日までとし、「年金いきいき定期貯金」との重複はできないものとします。
4. 預入期間 1年(定型方式)。**自動継続のお取り扱いはできません。**
5. 預入方法 (1)預入方法・方式 一括預入・証書・通帳式(但し、総合口座への受入はできません)
(2)預入限度金額 **10万円以上 500万円以下**
(3)預入単位 1円単位
6. 払戻方法 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 預入時の店頭表示の金利に**年0.05%を上乗せ**した金利を満期日まで適用します。
※金利動向により取扱期間中であっても、金利の変更や取り扱いが中止となる場合があります。
(2)計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算。
(3)利払頻度 満期日以降に一括して支払います。
(4)税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税。
※2037年12月31日までの適用となります。
(5)金利情報 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合わせください。
8. 付加できる特約事項 マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。
9. 中途解約時の取り扱い 原則として中途解約はできません。
満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算し、利息とともに払い戻します。
 - ・預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率。
 - ・預入期間が6か月以上1年未満の場合、預入日の約定利率×50%。※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度(公的制度)
保護対象
当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容
苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店金融課(電話番号:0284-41-7153)または支店にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合またはJAバンク相談所にお申し出ください。
東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
12. その他参考となる事項
この貯金は、譲渡または質入することはできません。